

自動車教習所における高齢者の「講習予備検査」と課題

「高齢者講習」は認知症早期発見の絶好の機会となりうるか

浅田 克子
共同研究者 時野 学
八尾自動車教習所

【目的】

運転免許の現場では更新時70歳以上の高齢者には法令で「高齢者講習」が義務づけられている。中でも75歳以上の高齢ドライバーに対しては、簡易な検査によって認知機能の状況を自覚してもらい、引き続き安全運転ができるようにとの目的で「講習予備検査」が導入された。

しかし、この「講習予備検査」認知症スクリーニング検査であるにもかかわらず、教習所での免許取り消しや、認知症の判断はできないのが現状である。

認知症早期発見の可能性が高い「高齢者講習」の現場、すなわち自動車教習所を活用し、認知症に起因する交通事故を未然に防ぐとともに、認知症の早期発見と早期治療に繋げる方法論を探る。

【方法】

八尾自動車教習所で開催する「交通安全講習会」において、参加高齢者を対象に「物忘れ相談プログラム」を体験いただき、認知症可能性のスクリーニングを行う。普段から「認知症」と診断されずに運転を続ける高齢者中の「認知症の可能性」および「認知症予備群の可能性」の割合を明確にするとともに、八尾自動車教習所内の講習コースにおける実地走行時の「危険運転」との相関性についても明らかにする。

【結果】

昨年11月に行った予備実験では、66歳から89歳までの高齢者34名（男性29名、女性5名）に「物忘れ相談プログラム」を受験いただき、そのうち10点が2名（66歳男性、86歳男性）、12点が5名（71、76、80、86歳いずれも男性、82歳女性）、13点が5名（72、75、76、76、80歳いずれも男性）となった。すべての人が運転免許を保有し、普段運転されている方も多い中での数値分布である。

【考察】

講習予備検査で明らかに認知症と疑われる人でも、一定期間内に交通違反がなければ、そのまま免許更新となる。時にはこの人が運転したらどうなるか不安に思うこともある。

「講習予備検査」の後には、その判定に基づき「高齢者講習」の実施となるが実技チェックで助手席に乗ると、認知機能の判定結果とは関係なく、運転が怖いと感じることもある。

「止まれ」の標識で一時停止をしない人はざらで「その『止まれ』を曲がってください」と指示すると、標識の存在には気づいても停止せず、左右確認だけして曲がる人も多い。対向車線に大きく飛び出したり、赤信号を見落とす人も多い。ウインカーをまったく出さないなど、交通ルールを守る意識が抜け落ちていると感じる人も多い。

現行の制度ではこうした危険な運転が、認知症によるものか、単に高齢による機能の衰えによるものか自動車教習所では判断できない上、講習予備検査を受ける人に「認知症」の説明や、正しい理解を促すこともできないことになっている。

しかし、「高齢者講習」に携わり、認知症スクリーニングである「講習予備検査」の実施現場（最前線）に位置する教習職員にこそ、認知症に対応できる技能や資格を付与する必要があるのではないか。

【倫理的配慮】

被験者の氏名が明らかにならないように配慮するとともに、実験データの公表についての参加者の了解を得たうえでの実験とする。